

日税メールステーション マネジメントレポート

今回のテーマ： 企業の海外進出

安い労働力、成長率の高い市場を求め、さらには、円高による為替リスクの軽減を目的として、企業の海外進出が続いています。

1. 海外進出の状況

<外国の子会社の推移>

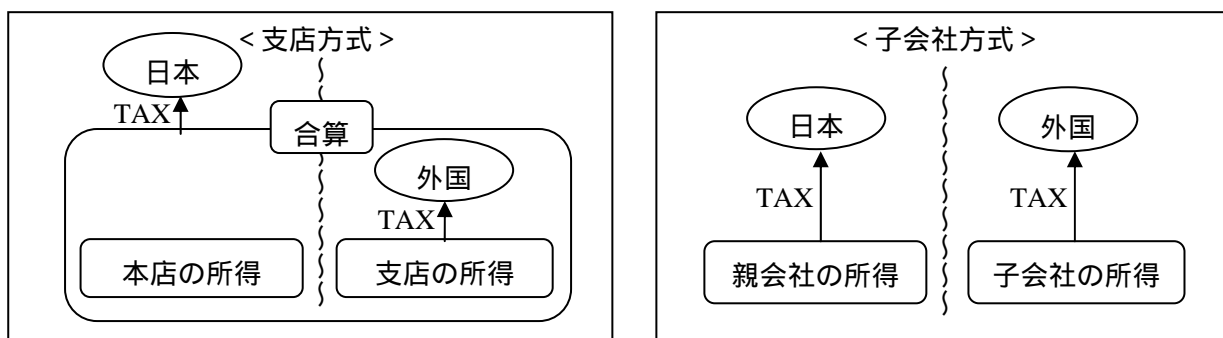
(単位：社)

01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度
12,476	13,322	13,875	14,996	15,850	16,370	16,732	17,658

(出典) 経済産業省 22年4月公表 海外事業活動基本調査結果概要 - 平成20(2008)年度実績 - より

2. 海外への進出方法と税金

海外へ進出する主な手法として、支店方式と子会社方式があります。



支店は本店と同一の法人格ですから、支店の所得は本店の所得と合算され日本で課税されます。外国支店の所得に課された外国の税金は、日本の所得の税金から控除（ ）できます（外国税額控除）。

一方、子会社は親会社とは独立した法人格ですから、子会社の所得が親会社の所得に合算されることはありません。

3. 外国子会社から日本への資金の還流

外国の子会社から日本への資金の還流方法は、配当金により還流する方法と、子会社株式を売却する方法が考えられます。

親会社が外国の子会社から配当金を受取る場合は、出資割合によりその取扱が異なります。

出資割合	25%未満	25%以上
子会社からの配当	配当金の全額が課税されます	配当金の95%相当額は課税されません()
配当に係る外国源泉税	外国税額控除の規定が適用されません	外国税額控除の規定は適用されません

() 外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法人税法23条の2）

お見逃しなく！

- 外国子会社から受ける配当等の益金不算入の規定の創設により、日本への資金還流方法の選択肢が広がりました。海外子会社の事業計画等を勘案し、適正な投資形態の再構築をおすすめします。
- 外国子会社と取引をおこなう場合は移転価格税制に、外国子会社が軽課税国に所在する場合にはタックスヘイブン税制に、留意する必要があります。